

立川市広告入り共通封筒等提供者募集要領

1 概要・目的

立川市では、地域経済の活性化を図るとともに、市民サービスの向上、市の経費削減のため、市役所で使用する共通封筒等に広告を掲載し、印刷・作成して市に無償で提供していただける広告代理店等の事業者を募集します。

2 仕様

(1) 広告入り共通封筒等の規格

- ① 長形封筒（市内封筒） 長 3 形（120mm×235mm）
- ② 角型封筒（角 20 封筒） 角 20 形（229mm×324mm）

(2) 使用予定数量

- ① 長形封筒（市内封筒） 約 100,000 枚（50,000 枚×2 回）
- ② 角型封筒（各 20 封筒） 約 40,000 枚（20,000 枚×2 回）

(3) 用紙

- ① 長形封筒（市内封筒）
 - ア 紙質・・・・・・・・半晒クラフト
 - イ 紙厚・色等・・・・・・・・坪量 70 g/m²
 - ウ 再生紙使用の有無・・・・有
 - エ のりしろ（フラップ）部分の糊加工・・アドヘア糊
- ② 角型封筒（角 20 封筒）
 - ア 紙質・・・・・・・・半晒クラフト
 - イ 紙厚・色等・・・・・・・・坪量 85 g/m²
 - ウ 再生紙使用の有無・・・・有

(4) 印刷内容

- ① 市役所名、郵便番号、所在地、電話番号、ホームページの URL に関する情報等、立川市が指定する内容を封筒に掲載してください。
- ② ①に定める立川市指定の内容を掲載した裏面については、無償提供者の記載部分とし、別紙「立川市広告掲載規則」及び「立川市広告掲載基準」に反しない限り、無償提供者の任意で広告等を募集し掲載することとします。
※無償提供者自身の広告、または無償提供者の関係団体等の広告を掲載することはできません。
※広告掲載範囲は、別紙「長形封筒（市内封筒）長 3 形封筒デザインイメージ」、「角型封筒（角 20 封筒）角 20 形封筒デザインイメージ」を参照してください。
- ③ 広告下部に「立川市は、地域経済の活性化と市の経費削減のため、公用封筒に有料広告を掲載しています。広告主及び広告内容については、立川市が推奨等するものではありません。」

せん。」と表示してください。また、あわせて無償提供者名についても記載してください。

- ④ 掲載内容が何年何月現在の情報か記載してください。
- ⑤ 「この封筒は、再生紙を使用しています。」と記載してください。
- ⑥ 角型封筒（角 20 封筒）の開き部分の糊加工は不要です。なお、ミシン線とその文字（キリトリ線、折り線）については、薄く印刷してください。
- ⑦ 色については、2 色（黒色・特色）としてください。
- ⑧ 「立川市マーク」「くるりんマーク」等については、データを提供します。
- ⑨ その他、記載内容等については、事前に立川市と無償提供者で協議し、立川市の承諾を受けた後に作成してください。

3 封筒の用途

提供いただいた封筒は、立川市の一般業務や事業で使用いたします。

4 応募期間・応募方法

（1）応募期間

令和 7 年 10 月 27 日（月）～令和 7 年 11 月 7 日（金）

※土曜日、日曜日、祝日を除く 9 時から 17 時まで。

（2）申込受付場所

立川市泉町 1156 番地の 9

立川市行政管理部総務文書課

（3）応募に必要な書類（提出書類）

- ① 「広告入り共通封筒等提供申込書」（様式 1）
- ② 「広告入り共通封筒等に関する提案書」（様式 2）
- ③ 法人の場合は現在事項証明書の写し、個人の場合は住民票の写し（発行後 3 か月以内のものに限る。）
- ④ 市区町村税に関わる納税証明書（未納が無いことの証明。発行後 3 か月以内のものに限る。）

5 封筒の納品

（1）納品期限

納品は、長形封筒、角型封筒とも 2 回にわけて行うこととしてください。

1 回目 令和 8 年（2026 年）12 月 18 日（金）

2 回目 令和 9 年（2027 年）12 月 17 日（金）

（2）納品場所

立川市泉町 1156 番地の 9

立川市行政管理部総務文書課（庁舎内の総務文書課が指定する場所）

(3) 納品数量及び種類

- ① 納品数量は使用予定数量の内、立川市と協議した数量とします。
- ② 2 仕様に記載した共通封筒以外の封筒の提供を求めることがありますが、その場合は立川市と無償提供者で協議して決めることとします。

6 封筒の使用期間

使用開始・・市役所部署毎に現在使用している封筒がなくなり次第、広告入り封筒の使用を開始します（部署により使用開始時期が異なります。従前の封筒の在庫を持っている部署においては、在庫使用終了次第の開始となります。）

使用終了・・納品された広告入りの封筒がなくなった場合は、その時点で使用終了します。
1回の納品分につき、納品時からおおむね1年程度の使用を予定していますが、共通封筒使用に問題が生じた場合は、使用を中止することがあります。

7 応募資格

次の各号に掲げる要件を有する法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 提案書等の提出期限の日から事業者の決定の日までの間に、立川市の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

8 無償提供者の選定

無償提供者の選定に当たっては、審査委員会において提出書類を審査した上で、業務遂行に関する計画性、実現性、類似業務における実績などの観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行ない、選定します。選定後、数量と納品時期について協議いたします。

9 広告掲出について

広告の掲載に当たり封筒印刷に先立って事前に審査をします。

10 協定書の締結

立川市が無償提供者から封筒の無償提供を受けるときは、封筒の無償提供に関して、立川市と無償提供者双方で協定書を取り交わすものとします。

11 応募における注意事項等

- (1) 申込書、提案書等の準備作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
ただし、提出された書類は、審査、選定の目的以外に応募者に無断で使用しません。
- (3) 応募期間経過後の提出、差替え等は認めません。
- (4) 無償提供される方は、広告の内容に関する苦情等について責任を負い、速やかに苦情等の解決に当たってください。
- (5) 無償提供される方は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知し、当該封筒を回収し、代替の封筒を立川市に提供してください。
- (6) 本要領に定めがない事項については、立川市と無償提供者で協議して定めることとします。

問合せ

〒190-8666 立川市泉町 1156 番地の 9

立川市行政管理部総務文書課

電話 042-523-2111 内線 2616